

ジブラルタ生命の 特定疾病収入特約(無配当)

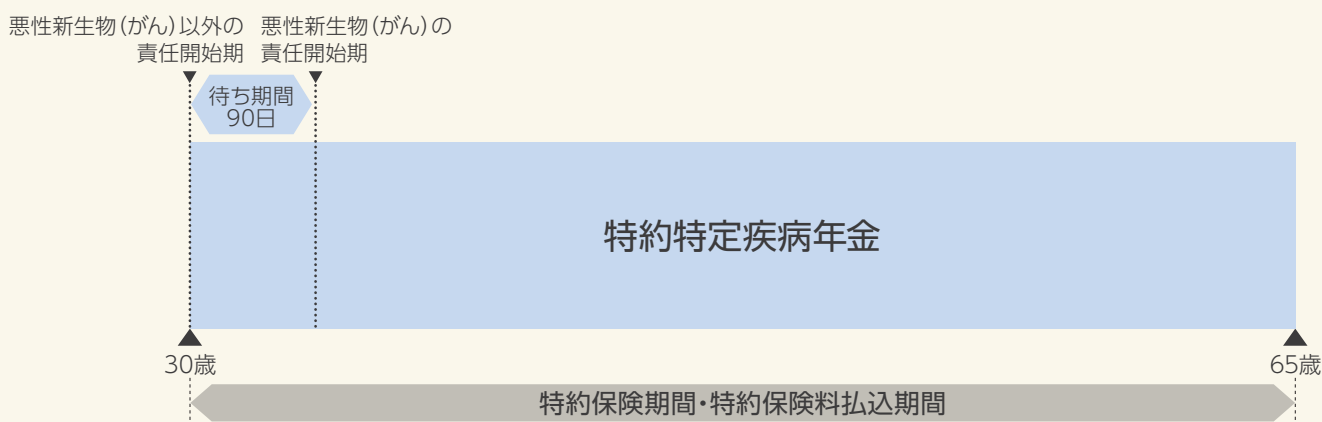
高度障害療養加算型家族収入保険
(保険料払込中無解約返戻金型) 専用

悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中になったときに、
毎月年金をお受取りいただける特約です。

特約付加例

■ 契約年齢(被保険者) : 30歳(男性)
■ 特約保険期間 : 65歳満了

■ 年金月額 : 10万円
■ 特約保険料払込期間 : 65歳満了



●たとえば、悪性新生物(がん)と診断確定された場合…2年間、毎月10万円をお受取りいただけます。

年金月額10万円×12か月	× 2年間	年金受取総額 240万円
---------------	-------	-----------------

悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中(*)になったときに
2年間にわたり毎月「特約特定疾病年金」をお受取りいただけます。
毎月お受取りいただける年金で、治療費やリハビリ費、ご家族の生活費等の
経済的負担を軽減することができます。

(*) 悪性新生物(がん)については、この特約の責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日が保障の開始日(悪性新生物(がん)の責任開始期)となる等、
特約特定疾病年金のお受取りには所定の条件があります。詳細は、裏面の「くわしくは…」を必ずご確認ください。



ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。



くわしくは…

お支払いの対象となる疾病について

悪性新生物(がん)	悪性新生物(がん)の責任開始期以後、初めて悪性新生物(がん)にかかったと医師によって診断確定されたとき(悪性新生物(がん)の責任開始期とは、責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日をいいます。) 対象:悪性新生物(がん)。ただし、下記①、②は対象となりません。 ①上皮内新生物 ②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
(※1) 急性心筋梗塞	<つぎのいずれかに該当された場合> ・急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき 対象:急性心筋梗塞。(狭心症等は対象とはなりません。)
(※1) 脳卒中	<つぎのいずれかに該当された場合> ・脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき 対象:くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞。

(※1) 責任開始日以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中が対象になります。

※がんの進行度を示す指標(※2)においてステージ0(0期)の病期分類となっている病変は、特約特定疾病年金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、特約特定疾病年金のお支払対象ではありません。

(※2) 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

※ジブラルタ生命は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。

特約特定疾病年金のお支払いについて

- 悪性新生物(がん)の責任開始期前に悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって診断確定された場合、以下のいずれかのお取り扱いとなります。
 - ・悪性新生物(がん)の責任開始期前に悪性新生物(がん)に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、悪性新生物(がん)を原因として支払われる特約特定疾病年金は、保険期間を通じて支払われません。この場合、この特約はジブラルタ生命所定の急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更(減少)はありません。
 - ・悪性新生物(がん)の責任開始期前に悪性新生物(がん)と診断確定された場合で、その診断確定日からその日を含めて6か月以内に、契約者からその診断確定および診断確定の日を証する書類をジブラルタ生命に提出のうえ、お申し出があったときは、この特約の締結を無効とし、すでにお払込みいただいた保険料を契約者に払戻します。
- 特約特定疾病年金の受取人は、年金の受取りに代えて、未支払分の年金現価の全部または一部につき、一時支払をご請求いただけます。ただし、一部一時支払の場合、一部一時支払後の年金月額がジブラルタ生命所定の金額以上となる必要があります。
- 特約特定疾病年金の支払事由発生後に被保険者(受取人)が死亡された場合、被保険者(受取人)の法定相続人に未支払分の特約特定疾病年金の現価を一時金としてお支払いします。

その他

- この特約には解約返戻金はありません。
- この特約は、主契約に付加してご契約いただけます。
- この特約の保険料払込方法には年払・半年払・月払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。

詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取り扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」等のお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項等を記載したものです。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター

0120-37-2269

通話料
無料

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

<お問合せ先(担当者)>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。